

千里金蘭大学公的研究費不正使用防止計画

千里金蘭大学公的研究費取扱規程第 15 条に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、千里金蘭大学公的研究費不正使用防止計画を定める。

1. 運営・管理体制

- (1) 最高管理責任者：学長
公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者：副学長
最高管理責任者（学長）を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- (3) コンプライアンス推進責任者：学部長、学科長、研究科長、各センター長、
付属図書館長及び大学事務局長
部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 不正使用防止計画

区分	想定される不正発生要因	防止計画
責任体系の明確化	慣れによる責任意識や認識の低下	最高管理責任者は、各責任者に対し、責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。
適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	公的研究費の事務処理手続きに関する理解不足	事務処理手続きに関するルールを定めた説明書の作成・配布等により、適正運用の徹底を図る。
	構成員のコンプライアンスに関する意識の不足	構成員に、コンプライアンス教育を実施し、意識向上を図る。なお、不正使用が認められた場合は氏名を公表し、処分を行う。
不正使用発生要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施	新たな不正使用の事案が生じる可能性がある	不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意するとともに、不正使用防止計画推進部署の存在を周知し、機関全体の具体的対策を策定・実施する。

公的研究費の適正な運営・管理活動	予算執行が年度末に偏る	研究計画に基づき、計画的な随時予算執行がなされているかを確認するとともに、必要に応じて改善を求める
	取引業者と構成員との密接な関係が不正に発展する可能性がある	一定以上の取引がある業者に対して、不正に関与しないように、内部監査等の調査に協力する旨の「誓約書」提出を求める。 取引業者には、どのような行為が不正にあたるのか周知し、不正に関わる要求等があった時は、本学に通報をするよう求める。
	検収確認が不十分であるため、架空の請求伝票や預け金が確認できない	研究者ではなく、事務担当者が一定金額以上の物品発注を行い、全ての物品納入時の検収を行うことにより納品の事実を確認する。 検収の際に疑義の生じた物品については、発注者に購入の目的を確認する。
	旅行の事実確認が不十分であるため、不正出張を確認できない	出張報告時に、出張の事実を証明する証票等の提出を義務付ける。 出張報告書に宿泊先や用務先の記載を義務付けることにより、追って確認できるようにする。
	非常勤雇用者等の把握が不十分である	勤務時間の管理を厳密に行うなど、雇用実態の把握につとめる。
モニタリングの充実	不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であり、その発生リスクが存在する	監査の対象数を拡大させ、不正防止計画推進部署と連携して不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。

3. 不正使用防止計画の見直し

不正使用を発生させる要因の把握とその検証を進めながら、防止計画について不断の見直しを図る。